

契約

SEMICON Japan 2017（以下「本展示会」といいます。）に出展される会社・団体など（以下「出展者」といいます。）は、展示小間申込書契約書、出展者マニュアルおよび本展示会規約に定める条件を遵守するものとします。なお、これらの文書間に齟齬がある場合は、本展示会規約が他のすべての文書に優先するものとします。出展者マニュアルを含むすべての文書はインターネット上の www.semiconjapan.org において参照することができます。本契約において「主催者」とは有限会社セミ・ジャパンをいいます。

本展示会会期中の申込み

SEMICON Japan 2016 の展示会の会期中に本展示会の出展小間申込／契約書（以下「申込書」といいます。）を提出することを、「オンサイトブースセクション」といいます。オンサイトブースセクションの申込書の署名者は、出展者において当該業務の職務権限を有する課長職同等以上の方とします。主催者は、展示小間申込書の記載事項ならびに申込者の名称、署名および捺印を確認するものとします。主催者は、当該申込書を受け入れる場合には、展示小間申込書の写しに受入印を押印し、申込者に交付するものとします。主催者は、本展示会の開催趣旨に適さないと判断した場合には、独自の判断で出展申込みをお断りすることができるものとします。

本展示会会期外の申込み

本展示会の前または後に申込書提出する場合の申込書の署名者は、出展者において当該業務の職務権限を有する課長職同等以上の方とします。主催者は、展示小間申込書の記載事項および申込者の名称、署名および捺印を確認するものとします。主催者は、当該申込書を受け入れる場合には、展示小間申込書の写しに受入印を押印し、申込者に交付するものとします。主催者は、本展示会の開催趣旨に適さないと判断した場合には、独自の判断で出展申込みをお断りすることができるものとします。

出展小間の予約および支払い

本展示会の出展小間の割当て基準は、以下のとおりです。1)面積優先権（前回出展時と同じ面積を保証しますが、同じ位置は保証しません）、2)SEMI プライオリティーポイント・システム、3)期日までの申込書提出および支払いの完了。

プライオリティーポイント

レイアウトの変更があった場合、SEMI 会員に限り、プライオリティーポイントに応じて、申請した小間が以前に割り当てられた小間と同じまたは適切な代替小間を提供するように努力します。

支払条件

オンサイトブースセクションの申込書については、出展者は主催者からの請求書に従って 2017 年 1 月 31 日までに前金（返金不能）として全支払額の 20%を支払うものとします。残額 80%については出展者は主催者からの追加の請求書に従って 2017 年 6 月 30 日までに支払うものとします。

1 月 1 日以降に提出された申込書については、出展者は翌月末日までに総支払額の全額を支払うものとします。本展示会の 30 日前までに受領された申込書については、出展者は申込みの際に、全額を支払うものとします。銀行送金による場合は、主催者の指定銀行口座宛に振り込むことによって支払うものとします。なお、銀行手数料は出展者の負担とします。支払期日が土曜日、日曜日または祝日に当たる場合は、当該期日の直前の営業日までに支払うものとします。出展者が本支払条件を遵守しない場合、主催者は、当該小間を開放して割り当て直す権利を留保し、また返金不可の保証金 20%を収受する権利を有するものとします。

基本規約

1. 出展者は、SEMI の規約（出展者マニュアルに定める規約を含みますが、これに限りません）が本契約の一部となることおよび当該規約に拘束されることに同意するものとします。出展者は、主催者が本展示会の価値が最大化されるようにすべての規約を解釈し強制する完全な権限を有することに同意するものとします。
2. 展示小間申込書の署名者またはその被指名者は、出展者の課長職同等以上の方であるものとし、代表者であることを証明し、かつ、すべての協議において出展者を代理するための職務権限を有するものとします。
3. 主催者に対する未払残高がある会社からの申込書は受理されません。未払残高には、主催者による過去の展示会またはその他の展示会の出展解約料の未払を含みますが、これに限りません。
4. 会員価格の適用を受けるためには、SEMI の会員資格が常時有効であることを要します。会員資格が有効でない場合、主催者は非会員価格を申し受けます。
5. 主催者が出展者の最終的な配置を行った場合、その配置で確定したものとみなされます。主催者は、本展示会の全体的な効果を高めるべく、

理由の如何を問わず、いつでも出展者の配置を変更する権利を有するものとします。当該配置変更に伴う費用につき、主催者はこれを出展者に補填する義務を一切負わないものとします。

6. 主催者が認める場合を除き、本展示会の会場で展示品を直接販売することは禁止します。
7. 主催者は、出展者による本展示会関連の行為を迷惑行為と判断した場合、当該行為の改善または中止を命ずることができるものとします。当該措置に伴う一切の費用は、出展者の負担とします。

出展者の資格

出展者は、半導体、フラットパネル・ディスプレイおよび半導体業界で使用するための機器もしくは資材または関連する付随的業務（業界誌・本、ソフトウェア会社など）で使用する機器もしくは資材を製造する製造者であるか、または当該製造者の独立した代表者であるものとします。主催者は、展示用の製品の適格性を判断する権利を有するものとします。

知的財産権

出展者は、出展者のロゴや商標および権利化されたデザインや発明、著作物、サービスマーク、商品名、会社名およびドメイン名、その他の知的財産（以下「知的財産」といいます。）をその中に含む、出展者から主催者へ提供されるすべての資料、資材等について、出展者が所有権あるいはそれらに係るすべての権利、権限および権益に対するライセンスを有していることを表明し、保証するものとします。また、出展者が第三者との間でライセンス契約を締結している場合に、知的財産の使用が当該契約に抵触したり、あるいは第三者の権利を侵害する、というおそれは全くないことを表明し、保証するものとします。

小間の使用

出展者は、契約対象小間の全部または一部を譲渡、転貸してはならず、これを再販売することもできません。出展者（以下「主たる展示者」といいます。）は、出展者に適用されるすべての条件および規約を共同出展者（以下「共同展示者」といいます。）が遵守することを条件として、当該共同出展者と本小間を共有することができます。ただし、主たる出展者は財務および履行に関するすべての条項につき引き続き主たる責任を負い、共同出展者の作為、不作為または違反につき責任を負うものとします。

主たる出展者は、契約小間全体に識別用の表示を用意するものとします。契約場所は、単独の統一された小間としての外観を有していなければならないものとします。展示時間中はすべての小間に人員を配置するものとします。

責任・損害賠償

あらゆる非補償的損害、派生的損害、間接的損害、偶発的損害、結果的損害、法定損害または懲罰的損害（売上減、逸失利益、代替品、ならびに技術、権利またはサービスの喪失を含みますが、これらに限りません。）を含む一切の損害について、契約理論または不法行為（過失を含む）、厳格責任その他に基づくかを問わず、主催者はいかなる場合も一切の責任および義務を負わないものとします。主催者が当該損害の可能性を知らされていた場合でも同様とします。

本契約のこれに反するいかなる定めにも拘わらず、本契約または本展示会に関して出展者、共同出展者、またはそれらの従業員、役員、取締役、代表者もしくは下請業者に対し主催者が負う責任の総額は、本契約に基づき本展示会に関して出展者から主催者に支払われた金額の合計を上限とします。出展者、共同出展者またはそれらの従業員、下請業者、代理人もしくは代表者が出展小間を占有したために人または財産に損害または傷害が発生した場合、主催者は、その原因を問わず、一切責任を負いません。出展者による本契約に対する違反、出展者および／もしくは共同出展者による作為、不作為もしくは表明、ならびに／または出展者の展示（盗難または出展小間のその他の損失を含みますが、これらに限りません。）に関連して発生した責任、損失、損害、費用、料金（裁判費用および合理的な弁護士報酬を含みますが、これらに限りません。）および支出について、出展者は、これらの一切につき、その原因を問わず、主催者、その役員、取締役、従業員、下請業者、代表者および代理人を補償し、および免責することに同意するものとします。

出展者、共同出展者またはその従業員、下請業者、代理人もしくは代表者の不注意その他によって本展示会展示建屋またはその設備に損害が発生した場合、出展会社は、これらの一切につき速やかに賠償金を支払うことに同意するものとします。主催者は、基本的なセキュリティを提供しますが、その不足または欠如に起因する損失または損害については、いかなる場合も責任を負わないものとします。設備および／または展示資料の損失については、盗難その他いかなる原因であれ、出展者が一切その責任を負うものとします。

商標

出展者は、主催者の商標（商標“SEMI”を含むが、これに限定されない。）が含まれているコンテンツまたは資料については、発表前に主催者の書面による承認を得なければならぬものとします。承認を得た場合、当該コンテンツまたは資料の使用については、適用される商標法および主催者の商標ガイドライン（随時改正されます。）に従うものとします。出展者は、当該使用がもたらす主催者のために効力を生じること、および主催者の商標につき主催者から明示的に付与された権利を超えるいかなる権利も取得しないことに同意するものとします。出展者は、主催者の商標またはこれと酷似する商標を政府機関に登録せず、かつ主催者の商標に係る主催者の権利に異議を申し立てないことにも同意するものとします。出展者は、主催者の要請があり次第、本規定に関連して出展者が発表するコンテンツまたは資料を修正または除去することに同意するものとします。

出展者は、本展示会および出展者の本展示会参加に関する主催者の宣伝（主催者のウェブサイトに表示されるもの、ならびに広報、宣伝およびパンフレットに含まれるものを含みますが、これらに限りません）につき、主催者が出展者の申込書を受け入れた日から本展示会期間まで（当日を含む）、出展者の商標およびロゴを使用する非独占的かつ限定的なライセンスを主催者Iに許諾するものとします。出展者は、当該商標およびロゴのサンプルを主催者に提供するものとします。当該ロゴおよび商標を使用したために責任、損失、損害、費用、料金（弁護士報酬を含みますが、これに限りません。）および支出が発生した場合、出展者はこれらにつき、主催者およびその各役員、取締役、従業員、下請業者、代表者および代理人を補償し、および免責することに同意します。

解約・展示会の変更

本契約のこれに反するいかなる定めにかかわらず、主催者が天災その他の不可抗力事由により本展示会を開催できず、出展者に対して小間の占有を許可できない場合には、主催者は、出展小間の賃借料から主催者が負担する展示会費用の按分負担分を差し引いた返金を除き、他のいかなる責任も負わずに展示会の開催を中止する権利を有します。出展者は、出展者の展示品および/または資料が到着しない場合でも、自身の出展小間の賃借料を支払う義務を負うものとします。

法令遵守および契約解除

出展者は、地方自治体、国および海外の所轄政府機関の火災、安全および衛生関連の法令ならびに出展者マニュアルに定める規約を遵守する一切の責任を負います。通路およびサービスマンエリアはすべて、その地域の消防署および主催者が定める境界により、障害物のない状態を維持しなければなりません。

以下のいずれかに該当する場合、主催者は出展者に対し、何らの通知もしくは正式の催告なくして、何らの補償金を支払うことなく、直ちに出演契約を解除することができるものとします。

1. 出展者の財産または権利が差押、仮差押、仮処分、競売申立の対象となったか、または出展者が租税公課の滞納処分等を受けたとき。ただし、第三債務者として差押または仮差押を受けた場合を除く。
2. 出展者が支払停止または支払不能に陥ったとき。
3. 出展者が監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき。
4. 出展者または展示予定の物品が本展示会の開催目的または出展対象に不適当だと主催者が判断したとき、またはその他出展者の社会的信用に関わる民事上、刑事上または行政法上の問題が懸念され、違法または不当な行為、犯罪行為その他の恐れがあったか、現にあると認められるために、本展示会に出展者が出展をすることが社会的に妥当性を欠くと主催者が判断したとき。
5. 前各号の場合のほか、出展者が本規約の全部または一部に違反し、主催者から催告を受けたにもかかわらず、主催者の定める同等の期間内に治癒しないとき

保険

出展者は、自らの費用負担により、自己の活動のほか、本展示会に関連して使用する設備にも付保し、保険金額 1,000,000 米ドル相当以上の企業総合賠償責任保険（契約責任を含む）の保険契約に加入し、これを維持するものとします。当該保険契約は、損害賠償請求ベースで引き受けられた場合は、本展示会後 2 年間維持するものとします。当該補償範囲および制限は、いかなる場合も出展者の責任を制限しないものとします。本契約を締結するときに、出展者はすべての要求事項の遵守を証明する保険証書を主催者に交付するものとします。出展者は、当該保険契約に重大な変更があるときは、これを速やかに主催者に通知するものとします。当該保険証書は、保険契約を解除する場合に 30 日前までに主催者に書面通知すべきこと、および主催者が補償範囲に基づく追加の被保険者として裏書されたことを示すほか、当該保険が一次保険であって、主催者が維持する有効かつ回収可能な保険または自己賠償プログラムに分担追加されるものではなく、これを超過するものでもない旨の規定が含まれるものとします。

出展者による出展小間利用の解約または削減

1. （全部または一部の）解約については、出展者は主催者に対する書面による通知をもって行うものとします。
2. 2017 年 9 月 12 日までの解約については、主催者は、解約する小間の 20%に相当する解約料を申し受けず（返金不可の前金 20%を充当）。
3. 2017 年 9 月 13 日以降の解約については、主催者は、解約する小間の 100%に相当する解約料を申し受けず。
4. 主催者は、規約に基づき出展者に課される料金をすべて反映した最終的な請求書を発行します。

解約料の請求額は譲渡不能であり、その他の支払いに転用することはできません。

出展小間の削減は、小間の配置変更を伴う場合があります。主催者は、解約料の請求にかかわらず、解約対象の小間を割り当て直す権利を留保します。解約した小間を再度割当てられた場合でも、解約した出展者は該解約料の請求額の支払い義務を免れないものとします。

出展者は、解約する場合には、解約する旨の書面通知を主催者に交付するものとします。

すべての小間については、本展示会開始の前日 18 時（午後 6:00）までに準備し、展示の用意が完了していなければならないものとします。これに従わなかった場合には、主催者が通知を受け、解約ではない旨を承認した場合を除き、解約したものとみなされるものとします。

データ保護

展示小間申込書の提出に関わるデータについては、主催者が「SEMI ジャパンプライバシーポリシー」に従って適切に保護および管理するものとします。詳細については以下の URL を参照してください。

<http://www.semi.org/jp/About/PrivatePolicy>

主催者は、本契約に基づく義務の履行および出展者に対する今後の展示会情報の提供を目的として、会社保有の個人データを収集および処理することができます。当該データは、他の事業体に移転されることはなく、他の事業体と共有されることもありません。

本展示会来場者の個人情報の取扱い

出展者は、本展示会を通じて個人情報を取得する場合（特に個人情報を第三者に提供する場合）には、個人情報保護法および適用法令を厳格に遵守し、当該個人情報の本人の承諾を常に得なければなりません。出展者と当該個人情報の本人との間に紛争が生じた場合には、両当事者間の協議によって解決するものとし、主催者は、一切の責任または義務を負わないものとします。

準拠法および裁判管轄

本規定・条件書は日本法に準拠するものとし、本規定・条件書および本展示会契約に基づいて訴訟が提起された場合については、主催者の本店所在地を管轄する東京地方裁判所を第一審の裁判所とします。

一般条項

両当事者の関係は、独立契約者の関係です。出展者は、主催者の従業員、代理人、パートナーまたは法律上の代理人ではなく、主催者または本展示会のために義務を負担または創設する権限を有しないものとします。出展者は、主催者の書面による同意がない限り、自らの権利・義務またはその一部を第三者に移転することはできません。ただし、主催者は、当該同意を自らの裁量で付与または保留することができます。当該同意なくして試みられた移転は無効とし、出展者による本契約上の重大な義務違反に相当するものとします。

本契約および本契約に組み込まれる主催者の規約（出展者マニュアルに定める規約を含みますが、これに限りません）は、その主題に関する両当事者間の唯一の合意であり、契約案または従前の契約、協議または表明によって代わります。本契約は、各当事者が署名した書面により変更または修正することができます。本契約の両当事者を除き、その他の人または事業体のいずれも、本契約に基づく権利義務から利益を得ることはできず、本契約の第三受益者は存在しません。

いづれかの当事者が本契約に基づく権利を主張せず、または本契約条件を遵守すべき旨を主張しない場合でも、当該権利を放棄したものは解釈されず、以降に当該条件に対する同様の不履行が相手方にあった場合にこれを許容したものとみなされません。本契約の条件については、その遵守に関する権利を放棄する当事者の書面による同意を得た場合を除き、権利放棄することはできません。本契約のいずれかの規定が管轄裁判所によって無効または強制不能と判示された場合でも、残余の規定は完全な効力を有し、両当事者は本契約締結時の両当事者の意向を最大限に反映する有効かつ強制可能な代替規定につき誠実に交渉するものとします。

各出展会社は、出展者マニュアルに定めるすべての規約を通読し、遵守する責任を有します。規約に違反し、セミ・ジャパンによる救済措置を要する出展者は、それに伴うすべての費用につき全面的な支払い義務を負うものとします。